

# 【緊急】

## 新型コロナウイルス基本的対応指針

令和2年4月8日  
(一社) 秋田県LPガス協会

### I. 感染しない努力

- (1) マスク、手洗い、消毒の励行
- (2) お客様訪問時には咳エチケットの励行、必要に応じて手袋着用、業務の効率化について工夫し手短な業務を心がける。(例えば期限に猶予のある点検調査には当分出向かない等)
- (3) 万が一に備え、可能な限り時差出勤、休息や食事時間を工夫し複数の社員が同一の場所・時間帯となることを避ける。
- (4) 業務従事者の感染がその諸症状から疑われる時は早めの申告や必要な対応をとれるように平時から周知する。

### II. 供給の継続

- (1) 配送、検針、集金、保安業務等業務に突然影響が生じる事態を想定し関係者(卸事業者・業務委託先等)と連携を強化する。(例えば配送業務が継続できない場合等を想定した代替方法の検討。非常時には時間的制約も含め、現実問題として自社での対応とならざるを得ないことを強く認識下さい。)
- (2) 配送(容器交換等)に不慣れな社員も資格要件によっては配送要員に突然組み込まれる事態を想定し、容器の運搬、容器交換の予行演習を行う。
- (3) 最悪の事態として家庭用についてはガス切れの連絡を受けてからの配送となることも考えられ、自社の容器置場に保管する容器本数を多めにする。  
(万一のガス切れ時には、自社の電話受理第一声からの対応が重要となる)

### III. その他

- (1) 感染に気付かず業務を実施したり、感染源と思われる個所を予測するために日々の行動記録(接触状況)はこまめに記録するよう心掛ける。
- (2) 保安業務(例えば、点検・調査)をお客様から拒否された場合(家族に発症者がいる又は単純に外来者とは面会等したくない など)記録をとる。
- (3) 従業員(家族も含む)に発症者、感染者が出た場合は国が定める措置による。